

令和4年第1回東大和市議会定例会会議録第2号

令和4年2月24日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	下妻敬史君		

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	田村美砂君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	川口荘一君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	田辺康弘君
学校教育部長	矢吹勇一君	学校教育部参事	小野隆一君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
財政課長	鈴木俊也君	総務管財課長	宮田智雄君

職員課長 岩本尚史君
保険年金課長 岩野秀夫君
子育て支援課長 新海隆弘君
青少年課長 石川博隆君
健康課長 志村明子君
建築課長 中橋健君

市民課長 梶川義夫君
産業振興課長 小川泉君
保育課長 関田孝志君
福祉部副参事 石嶋洋平君
都市計画課長 稲毛秀憲君
下水道課長 廣瀬裕君

議事日程

- 第 1 第19号議案 東大和市民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 2 第20号議案 東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例
- 第 3 第21号議案 東大和市中企業勤労者生活資金融資条例の一部を改正する条例
- 第 4 第22号議案 東大和市消防団条例の一部を改正する条例
- 第 5 第23号議案 東大和市敬老金支給条例を廃止する条例
- 第 6 第29号議案 市道路線の変更について
- 第 7 第30号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 8 第24号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第10号）
- 第 9 第25号議案 令和3年度東大和市民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第10 第26号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第11 第27号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第12 第28号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第13まで

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 第19号議案 東大和市民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第1 第19号議案 東大和市民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第19号議案 東大和市民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年度における国民健康保険事業費納付金額等が東京都から示された、解消すべき赤字補填の繰入額が確定したことに伴い、財政健全化計画に基づき、令和4年度において必要となる保険税の税率等を定めるため、及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置等の規定を整備するため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

主な改正点は、3点ございます。

1点目は、税率等の改定であります。東大和市民健康保険運営協議会から、税率等の改定に係る答申を、令和4年1月28日に受けたことを踏まえ、行うものであります。

2点目は、令和4年度から実施されます、未就学児に係る被保険者均等割額の減額の規定を新設し、その他所要の規定を整備するものであります。

3点目は、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、文言整理等の所要の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額について定めた規定であります。見出しの文言整理を行い、さらに第1項の基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、「100分の6.72」を「100分の7.09」に改めるものであります。

第5条は、国民健康保険の被保険者に係る、被保険者均等割額について定めた規定であります。見出しの文言整理を行い、さらに基礎課税額の被保険者均等割額につきまして、「3万3,500円」を「3万5,400円」に改めるものであります。

第7条は、国民健康保険の被保険者に係る、後期高齢者支援金等課税額の所得割額について定めた規定であります。所要の文言整理を行い、さらに基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、「100分の2.25」を「100分の2.36」に改めるものであります。

第8条は、国民健康保険の被保険者に係る、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について定めた規定であります。被保険者均等割額につきまして、「1万1,000円」を「1万1,500円」に改めるものであります。

第9条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額について定めた規定であります。基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、「100分の2.16」を「100分の2.30」に改めるものであります。

第10条は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額について定めた規定であります。被保険者均等割額につきまして、「1万2,800円」を「1万3,600円」に改めるものであります。

第14条は、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課について定めた規定であります。所要の文言整理を行うものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額について定めた規定であります。所要の文言整理を行い、さらに第1号から第3号までに規定する、減ずる額について、第5条、第8条及び第10条で規定している被保険者均等割額の改正に伴い、7割相当額、5割相当額及び2割相当額の改正を行うものであります。

次に、第2項の追加は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（いわゆる未就学児）に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額を規定するものであります。被保険者均等割額の7割減額世帯、5割減額世帯及び2割減額世帯につきまして、それぞれ減額後の被保険者均等割額が5割となるように、また、減額世帯以外の世帯につきまして、被保険者均等割額が5割となるように、軽減額を定めるものであります。

第23条の2、付則第2項、第3項、第4項及び第6項から第13項までは、国民健康保険税の課税の特例の規定であります。所要の文言整理を行うものであります。

付則第16項は、未就学児に係る被保険者均等割額の減額が適用されない世帯であって、被保険者均等割額の7割減額、5割減額及び2割減額が適用される世帯における第3子以降の負担軽減を図るための被保険者均等割額の特例の規定であります。所要の文言整理を行うものであります。

次に、付則第17項の追加は、未就学児に係る被保険者均等割額の減額が適用される世帯における第3子以降の負担軽減を図るための被保険者均等割額の特例の規定であります。特例の対象となる被保険者の被保険者均等割額を0円とするため、所要の規定を定めるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第2 第20号議案 東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第2 第20号議案 東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第20号議案 東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、産業競争力強化法の一部改正に伴い、引用条項に変更が生じたことから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、定義について定めた規定であります。第3号において引用している産業競争力強化法の条項を、「第2条第24項第1号」から「第2条第29項第1号」に改めるものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第20号議案 東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第3 第21号議案 東大和市中企業勤労者生活金融融資条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第3 第21号議案 東大和市中企業勤労者生活金融融資条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第21号議案 東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、民法改正による成年年齢の引き下げに伴い、市が融資をあっせんする対象者の年齢要件に変更が生じますことから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第8条は、あっせんの対象について定めた規定であります。第1号中、あっせんの対象者の年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に改めるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第21号議案 東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第4 第22号議案 東大和市消防団条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第4 第22号議案 東大和市消防団条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第22号議案 東大和市消防団条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、消防団員の処遇改善を図るため、総務省消防庁から示された、消防団員の報酬等の基準に基づき、規定の整備を行うものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第4条は、任命について定めた規定であります。第1号ただし書きに定める消防団長の就任要件から「在勤」を除くとともに、今後の地方公務員の定年引上げを見据え、第2号に定める消防団員の定年を「60歳」から「65歳」に引き上げるものであります。

第10条は、服務規律について定めた規定であります。所要の文言整理を行うものであります。

第13条は、欠格事項について定めた規定であります。第2号に定める年齢要件について、消防団員の定年引上げに合わせ、「60歳」から「65歳」に改めるものであります。

第14条は、報酬について定めた規定であります。報酬の呼称を年額報酬に改めるものであります。

第15条は、費用弁償について定めた規定であります。見出しを（出動報酬等）に改め、今まで費用弁償として支給してきた出動手当及び機関手当をそれぞれ出動報酬と機関報酬に改めるとともに、所要の文言整理を行うものであります。また、新たに第3項として、「出動報酬及び機関報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める」とする規定を加えるものであります。

第16条は、前条を改めたことに伴い、新たに見出しとして、（費用弁償）を付するものであります。

次に、別表であります。

別表第1は、階級に応じた年額報酬を定めたものであります。各階級において、一律8,000円の減額を行うものであります。

別表第2は、出動報酬及び機関報酬を定めたものであります。出動報酬の支給の範囲に、新たに災害出動を加え、出動1回当たりの支給額を2,500円から8,000円に引き上げ、災害出動以外の出動については、所要の文言整理を行った上で、出動1回当たりの支給額を2,500円から4,000円に引き上げるものであります。

また、機関報酬は、支給額を月額2,500円から月額4,000円に引き上げるものであります。

なお、この別表の改正により、年額報酬は引き下げとなりますが、出動1回当たりの報酬単価の引き上げにより、出動回数が多い消防団員の処遇は、大幅に改善されるものと考えております。

最後に、附則であります。条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第22号議案 東大和市消防団条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第5 第23号議案 東大和市敬老金支給条例を廃止する条例

○議長（関田正民君） 日程第5 第23号議案 東大和市敬老金支給条例を廃止する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第23号議案 東大和市敬老金支給条例を廃止する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

この条例は、88歳の高齢者に敬老金を支給することを定めるものでありますが、平均寿命の延伸により、当該年齢の高齢者が増加し、公費負担の必要性がなくなったことから、条例の廃止を御提案申し上げます。

最後に、附則ではありますが、条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） ますます、この少子高齢化という中で、当市が掲げます、敬老金の廃止については理解してはいますが、シニアが活躍できるまちというふうに大きく掲げている当市におきまして、このシニアが活躍できるということについては、今まで以上に充実を図っていただきたいと思っておりますけれども、この点について伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ただいま、シニアの活躍ということで御質問いただきました。このシニアという言葉は、非常に年齢の幅が広く、前期高齢者あるいは60歳代や70歳代の前半の方、これを指します。この

方々につきましては、就労による社会参加も可能な方がいるというふうに考えております。それから、この就労が難しい場合でも、例えば介護予防リーダーのようなボランティア活動が考えられますし、またこうした活動が難しいと思われる方でも、老人クラブなどのなじみのある団体におきまして、何らかの役割を担うということ。こうした年齢ですとか、個々の状況に応じた活躍の内容というものが、多様に考えられるというふうに認識しております。このような様々な活動を市としては支援してまいりたいというふうに考えております。

今回、88歳の年齢に到達したという事実のみで、高齢者に金銭を配付しておりましたけれども、今後は少子高齢化の進展と平均寿命の延伸、それから活動的なシニアの増加などが一層進むというふうに考えております。このことを踏まえますと、活躍できる能力を有するシニアにつきましては、その活躍を支援し、評価することが高齢者の生きがいの確保と地域の活性化に役に立つと。そして、地域共生社会の理念である支え合いの実現にも役立つものと、このように考えております。

以上であります。

○5番（森田真一君） 3点ほどお伺いしたいと思うんですが、1つは令和4年度の88歳の対象者の見込数と、この廃止による影響額についてお伺いします。

それから、2つ目に、令和、これは3年4月に書かれているんですが、令和2年度に実施した仕事の振返りシートというものが、市の資料でありますけれども、この事業の今後の方向性について事業継続とされています。廃止の必要性は、その後、どの時点で判断されたのかということをお伺いします。

3つ目に、敬老の意を表すということは、この制度の目的であるわけですが、この敬老金支給事業や、また別途、長寿祝金等支給事業もありますけれども、これ一体として今後どのようにしていこうというふうに考えているのか伺います。

以上です。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私からは見込数と廃止による効果、それから今後の考え方、こういったものを御答弁したいと思います。

まず見込数でございますけれども、令和4年度の対象者は約500人と見込んでおります。それから、この廃止による効果でございますが、経費は敬老金だけで、これ1人当たり5,000円をお配りしておりますので、約250万円の経費削減につながるものというふうに考えております。

さらに、コロナの影響によりまして、この敬老金を令和3年度と同じように現金書留で配付する場合には、約30万円の経費がかかりますので、これの削減効果もございます。

それから、今後でございますけれども、88歳の敬老金というものは廃止という方向性を出しておりますが、最高齢及び新百歳の長寿祝金につきましては、令和3年度と同様に、令和4年度の予算にも計上しております。今後も平均寿命ですとか、費用対効果、財政事情などを考慮しながら、事業の方向性を考えてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○企画課長（荒井亮二君） 私のほうからは、2点目の御質問で、敬老祝い金支給事業の廃止の判断というところでございます。

こちらの事業につきましては、本年度、当市で行いました持続可能な行財政運営に向けました事務事業の見直し、この作業の中での候補の事業の一つとして位置づけて、これまで調整、検討してきたところでございます。この大きな流れの中で、一つの事業として検討してまいりましたが、廃止の判断につきましては、それぞれ

れ主管部の調整、検討、そして行革推進本部会議での検討というところで、これまで進めておりまして、具体的には1月の中旬に全体の事務事業見直しの99事業につきまして、決定させていただきましたので、その時点での判断ということになっております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 今、令和2年度に実施した仕事の振り返りシートでは事業継続になっていたけども、その後、判断が変わったということですけども、振り返りシートではどういう理由で事業継続とされていて、今回廃止するに至った理由ですね、結論が違うわけですから、そこで判断と理由が違って来るわけで、そこら辺について伺います。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 振り返りシートの記載事項でございますけれども、この継続というのは、継続するかしないかをチェックするという形で記載しております。二者択一的な記載項目でございますので、継続するという事にチェックいたしました。

ただ、その下に事業の見直しを検討する必要があるという付記書きをしております。私どもとしては、この事業については常に事業の内容、方向性について検討しておりまして、課題があるという認識はありましたけれども、先ほど申し上げたように二者択一的な選択の項目につきましては、廃止という方向性が明確に出ておりませんでしたので、継続という形にチェック欄につけさせていただきました。

その後、先ほど答弁にありますように、正式に廃止の方向性が出ましたので、今回、条例の提案をさせていただいたということでございます。

以上であります。

○6番(尾崎利一君) 私は理由を聞いてるのに、理由を答弁しないじゃないですか。理由を答弁してください。事業継続とした理由は何だったのか。その後、先ほどの別の答弁では、主管課のほうで廃止を決めて、廃止というふうに意見が上がってきて、1月に正式に廃止を決定したと。今の答弁は、廃止という方向性が出たので廃止にしたと。どこに責任があるんですか。判断したのはどこで、どういう理由なのかということ聞いてます。

最初の事業継続の理由、それから廃止に変えた理由、その2つと、その判断したのはどこなのか。何か主管課だという話と、いや行革推進本部だって話と、両方あるんだけど、どっちなんですか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) まず振り返りシートの作成の段階では、この条例でございますので、当然私どもとしては、この条例に従った形で事務を行うということが基本でございます。さらに、ただですね、この理由でございますけれども、この条例の制定時は昭和53年でございますけれども、このときは男性の平均寿命は72.97歳、女性は78.33歳ということで、88歳に到達するまでにはあと10年以上の期間が必要でございました。

ところが、公表されている、厚生労働省が公表している直近の数値ですと、令和2年の平均寿命でございますけれども、男性は81.64歳、女性は87.74歳ということで、いずれも当時からは10年近く伸びておりまして、特に女性の平均寿命につきましては、ほぼ88歳ということで、多くの方が到達する年齢となっているということでございます。こうしたことを踏まえて、検討の結果、廃止の方向性を出したということでありまして。

以上であります。(尾崎利一議員「事業継続とした理由について答弁してない。さっきからそれ聞いてるじゃない」と呼ぶ)

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 御説明いたしますけれども、基本的に廃止の方向性が出てなければ、条例がありますので、私どもとしては事業を行うと、こういう判断をしたということでございます。

以上であります。(尾崎利一議員「振返りシートで何て書いてあるんですか。答弁してないですよ。理由について聞いているのに、理由について答弁してないじゃないですか。ちゃんと答弁させてくださいよ」と呼ぶ)

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 条例の目的は、高齢者に対して敬老の意を表すために敬老金を支給すると、このように書いてあります。この規定を尊重して事業継続ということをさせていただいたということでございます。

以上であります。

○議長(関田正民君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番(森田真一君) 第23号議案 東大和市敬老金支給条例を廃止する条例に、反対の立場で討論いたします。

本案は、平成28年度に行った77歳の高齢者への支給廃止、令和2年度に行った99歳の高齢者への支給廃止に続き、条例自体を廃止するものです。

支給条例の第1条では、「この条例は、東大和市に居住する高齢者に対し、敬老の意を表すために敬老金を贈ることを目的とする。」とあります。条例の主体・主語は受給者である高齢者でなく、敬老の意を表すべき市自身にほかなりません。額にして僅か1人5,000円とはいえ、市が敬老金支給をするという行為によって、敬老の意を表すことを施策として実施してきたことが大事であり、88歳のみとなった後の令和2年度の仕事の振返りシートでも、「近年は高齢化の進展に伴い単身高齢者や高齢者のみ世帯が急増し、問題の早期発見や孤独死・孤立死を防止するため、実態把握も兼ねている。」として事業継続とされています。

最近では、私どもも実は単身高齢者の方で孤独死をされたというケース、ここ一月ぐらいで2件ばかりお話をいただきました。今、高齢化、単身化が進んでるからこそ、ここで述べているような事業の必要性が、さらに対象が広がっているのではないかというふうに考えます。市の財政規模から見れば、毛の先ほどもないような僅かな支出を惜しんで、高齢者への支給を廃止することは、条例の目的の敬老の意を表すこと、そのものを投げ捨てることになり、これまでの答弁とも矛盾をするものです。条例の廃止には反対をします。

また、今回の提案は、99事業廃止の一つとして突然提案をされました。十分に市民の声を聞く間もないまま進められます。一連の行政手法に見られる乱暴なやり方であり、不適切であることを指摘せざるを得ません。

以上のことから本案に反対をするものです。

以上です。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長(関田正民君) 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第23号議案 東大和市敬老金支給条例を廃止する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 3分 休憩

午前10時 8分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 第29号議案 市道路線の変更について

○議長（関田正民君） 日程第6 第29号議案 市道路線の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第29号議案 市道路線の変更につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、高木3丁目の宅地開発事業に伴い、市道の付替え申請が提出され、既存市道の一部と、新たに築造された開発事業区域内の道路の一部の土地を交換するもので、道路法第10条第2項の規定に基づき、市道路線を変更するものであります。

変更する路線は、市道第1237号線で、起点を高木3丁目232番1先から230番20先に変更するものであります。幅員は1.82メートルを、1.82メートルから2.54メートルに、延長を71.71メートルから54.42メートルとするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第7 第30号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（関田正民君） 日程第7 第30号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第30号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和4年度及び令和5年度の保険料率の改定に伴い、関係区市町村の負担金により、保険料の負担の軽減を図るため、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更するものであります。

広域連合の規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、御提案申し上げるものであります。

なお、区市町村の負担金による保険料の軽減につきましては、令和2年度及び令和3年度の保険料率の改定に際しても、実施しているものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

附則第5項の改正は、令和4年度分及び令和5年度分の関係区市町村の負担金の額について、令和2年度分及び令和3年度分と同様に、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額のそれぞれ全額を、関係区市町村の一般会計から負担を求める経費とするものであります。

附則であります。附則第1項は、本規約の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置として、変更後の規約附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第30号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 第24号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第10号）

○議長（関田正民君） 日程第8 第24号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第10号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第24号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和3年度の予算執行も3月末をもって終了となりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、国から交付限度額が示されたこと等に伴う感染症対策に係る経費、法改正に伴う転入転出のワンストップ化の対応及び組織改正に伴う基幹系システム等の設定変更に係る修正委託料、障害児及び育児困難家庭の増による保育サービス推進事業補助金、令和3年度の国の補正予算に係る国庫補助金を活用することに伴う都市計画道路3・4・17号線用地買収事業費、年度末に向けて各事業の予算執行状況等の精査などにより、歳入歳出予算の補正が必要となったことによるものであります。

また、繰越明許費の補正につきましては、基幹系システム等修正委託、新型コロナウイルスワクチン接種用タクシー券配布事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、都市計画道路3・4・17号線用地買収事業、新型コロナウイルス感染症対策事業に関連しまして、追加が必要となったことによるものであります。

債務負担行為の補正につきましては、グループウェアシステム構築委託及び桜が丘及び清原図書館指定管理委託の追加が必要となったことによるもの。また、東大和市土地開発公社が令和3年度に取得する都市計画道路3・4・17号線の用地買収事業につきましては、先ほどの繰越明許費の追加に伴いまして、廃止が必要となったものであります。

地方債の補正につきましては、各事業費の執行により追加及び変更が必要となったことによるものであります。

以上のことから、補正予算について御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,424万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392億460万3,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものであります。

第3条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加及び廃止は、第3表債務負担行為補正によるものであります。

第4条は、地方債の補正で、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第2款の地方譲与税は1,264万2,000円の増額で、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の増額であります。

第3款から第9款までにつきましては、都税関係の交付金であります。

第3款の利子割交付金は148万5,000円の増額、第4款の配当割交付金は2,358万3,000円の増額、第5款の株式等譲渡所得割交付金は3,710万4,000円の増額、第6款の法人事業税交付金は4,570万6,000円の増額、第9款の環境性能割交付金は33万6,000円の増額であります。いずれも東京都からの決算見込み通知に基づき補正するものであります。

第10款の地方特例交付金は4,795万2,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の計上であります。

第11款の地方交付税は6億2,600万6,000円の増額で、国の再算定に伴います普通交付税の増額であります。

第13款の分担金及び負担金は22万5,000円の増額で、養育医療給付費一部負担金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第15款の国庫支出金は1億9,957万7,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、保育士等処遇改善臨時特例交付金の増額、社会資本整備総合交付金の増額等であります。

第16款の都支出金は9,882万5,000円の増額で、保険基盤安定負担金（国民健康保険分）の増額、東京都生活応援事業費補助金の増額等であります。

第19款の繰入金は3億3,624万4,000円の減額で、財政調整基金とりくずしの減額及び、り災救助及び災害復旧・復興基金とりくずしの増額であります。

第21款の諸収入は1,788万3,000円の増額で、デジタル基盤改革支援補助金及び地域環境力活性化事業補助金の増額等であります。

第22款の市債は3億9,084万円の減額で、臨時財政対策債の減額及び都市計画道路3・4・17号線用地買収事業債の計上であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は5,224万3,000円の増額で、情報システム管理・運営事業費及び新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額等であります。

第3款の民生費は8,977万5,000円の増額で、国民健康保険事業特別会計繰出金及び認定こども園事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は1,529万6,000円の増額で、野火止水保全対策事業費の増額等であります。

第7款の商工費は9,000万円の増額であります。新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額であります。

第8款の土木費は6,275万4,000円の増額で、都市計画道路3・4・17号線用地買収事業費の増額及び下水道

事業会計繰出金の減額等であります。

第9款の消防費は768万9,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額等であります。

第10款の教育費は6,648万3,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額等であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表、繰越明許費補正であります。1の追加であります。

第2款総務費、第1項総務管理費の基幹系システム等修正委託は3,256万円であります。住民基本台帳システムの改修等に当たり、国が令和4年度に繰り越す国庫補助金を活用するものであります。

第3款民生費、第1項社会福祉費の新型コロナウイルスワクチン接種用タクシー券配布事業は、1,162万6,000円であります。75歳以上の市民の方を対象に、3回目のワクチン接種にあたり、ワクチン接種会場への移動支援として、タクシー利用時の費用の一部の助成を継続するものであります。

第2項児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金事業は3億5,931万3,000円あります。給付金の支給対象が令和4年3月31日までに出生した子であることから、手続上、令和4年度に申請及び支給決定をし、給付金を支給するものであります。

第8款土木費、第3項都市計画費の都市計画道路3・4・17号線用地買収事業は1億4,652万3,000円あります。令和4年度に実施を予定しておりました用地買収事業につきまして、国が令和3年度から令和4年度に繰り越す国庫補助金を活用するため、市においても令和3年度に予算を計上し、令和4年度に繰り越すものであります。

第10款教育費、第2項小学校費の新型コロナウイルス感染症対策事業費は530万円。第3項中学校費の新型コロナウイルス感染症対策事業費は255万円あります。各小・中学校に必要な感染症対策物品を購入するものであります。

その他、各款における新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、主に行政事務のデジタル化等に係る端末の購入、市民会館、児童館、公民館、図書館、体育館等におけます椅子や机等について、抗菌仕様のものへの入替えの実施等に係る経費でございます。

6ページを御覧いただきたいと存じます。

第3表債務負担行為補正であります。1の追加であります。

グループウェアシステム構築委託であります。世界的な半導体不足の影響により、令和4年度にかけてシステム構築を行うものであります。

桜が丘図書館及び清原図書館指定管理委託であります。令和4年度からの指定管理者制度の導入に向け、債務負担行為を追加するものであります。

2の廃止であります。東大和市土地開発公社が令和3年度に取得する都市計画道路3・4・17号線の用地買収事業であります。令和4年度に予定しておりました事業について、令和3年度分の国庫補助金を活用することに伴い繰越明許費を設定し、対応することから、債務負担行為を廃止するものであります。

7ページをお開きいただきたいと存じます。

第4表、地方債補正で、1の追加であります。

起債の目的は、都市計画道路3・4・17号線用地買収事業で、限度額は5,820万円あります。令和3年

度の国庫補助金を活用するための借入れであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

2の変更であります。臨時財政対策債は、限度額を16億3,883万3,000円から、11億8,979万3,000円に変更するものであります。

国の令和3年度補正予算による普通交付税の再算定により、交付額が6億2,600万6,000円増額となりましたが、この中には令和3年度に借入れを行う臨時財政対策債の償還財源の一部として、前倒して措置された分も含まれており、この措置分について借入額を抑制するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（神山 尚君） これより、歳入歳出補正予算・事項別明細書を御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

2款地方譲与税は1,264万2,000円の増額であります。

1項1目1節地方揮発油譲与税は345万6,000円の増額、2項1目1節自動車重量譲与税は918万6,000円の増額であります。

11ページをお開きください。

3款1項1目1節利子割交付金は148万5,000円の増額であります。

13ページをお開きください。

4款1項1目1節配当割交付金は2,358万3,000円の増額であります。

15ページをお開きください。

5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金は3,710万4,000円の増額であります。

17ページをお開きください。

6款1項1目1節法人事業税交付金は4,570万6,000円の増額であります。

19ページをお開きください。

9款1項1目1節環境性能割交付金は33万6,000円の増額であります。

2款から9款までにつきましては、いずれも東京都からの決算見込み通知によるものであります。

21ページをお開きください。

10款地方特例交付金、2項1目1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は4,795万2,000円の計上ですが、感染症に係る固定資産税等の特例軽減措置の適用実績に基づき、減収が見込まれる市町村に対し、特別交付金が交付されるものであります。

23ページをお開きください。

11款1項1目地方交付税は6億2,600万6,000円の増額であります。

1節地方交付税は、国税の上振れにより再算定が行われた普通交付税を増額するものであります。

なお、この補正額には、令和3年度に借入れを行う臨時財政対策債の償還財源の一部として前倒して措置された分も含まれております。

25ページをお開きください。

13款分担金及び負担金、1項負担金、2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金は22万5,000円の増額であります。対象経費の増に伴う養育医療給付費一部負担金の増額であります。

27ページをお開きください。

15款国庫支出金は1億9,957万7,000円の増額であります。

1項国庫負担金は866万2,000円の増額であります。

1目民生費国庫負担金は758万2,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は423万4,000円の増額であります。保険基盤安定負担金（国民健康保険分）の交付決定による増額であります。

2節児童福祉費負担金は334万8,000円の増額であります。対象経費の増に伴います、子どものための教育・保育給付交付金の増額であります。

2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金は108万円の増額であります。対象経費の増に伴います母子保健衛生費等負担金の増額であります。

2項国庫補助金は1億9,068万4,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金は1億2,504万4,000円の増額であります。

1節総務管理費補助金は143万円の増額であります。法改正に伴う基幹系システムの修正に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額であります。

3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国から示されました交付限度額2億6,361万4,000円のうち、令和3年度から準備に着手する事業費に充当する交付金として1億2,361万4,000円を増額するものであります。

なお、残る1億4,000万円につきましては、そのうちの5,000万円を令和4年度当初予算で計上し、9,000万円は、令和4年度補正予算で消費活性化事業の活用を予定し、今後調整を図っていくものであります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は1,300万5,000円の増額であります。

保育課の保育士等処遇改善臨時特例交付金は1,166万円の計上ですが、国の補正予算による保育士等の処遇改善に係るものであります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は1万円の増額であります。対象経費の増に伴います新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額であります。

5目土木費国庫補助金は4,870万円の増額であります。

2節都市計画費補助金は4,950万円の増額であります。令和4年度に実施を予定しておりました都市計画道路3・4・17号線用地買収事業に係る国庫補助金について、国の補正予算により令和3年度分として措置されるに伴う社会資本整備総合交付金の増額であります。

3節住宅費補助金は80万円の減額であります。対象経費の減による社会資本整備総合交付金の減額であります。

29ページをお開きください。

7目教育費国庫補助金は392万5,000円の増額であります。

2節小学校費補助金は265万円の増額、3節中学校費補助金は127万5,000円の増額で、それぞれ学校保健特別対策事業費補助金であります。いずれも新型コロナウイルス感染症対策に係る対象経費の増によるもので

あります。

3項委託金、2目民生費委託金、2節国民年金費委託金は23万1,000円の増額であります。国民年金事務費交付金の増額であります。

31ページをお開きください。

16款都支出金は9,882万5,000円の増額であります。

1項都負担金は2,226万5,000円の増額であります。

1目民生費都負担金は2,172万5,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は1,968万4,000円の増額であります。

保険年金課の保険基盤安定負担金（国民健康保険分）は2,082万3,000円の増額、保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）は113万9,000円の減額であります。それぞれ交付決定によるものであります。

2節児童福祉費負担金は204万1,000円の増額であります。認定こども園への施設型給付費が増になることに伴います。子どものための教育・保育給付交付金の増額であります。

2目衛生費都負担金、1節保健衛生費負担金は54万円の増額であります。養育医療費負担金の増額であります。

2項都補助金は7,656万円の増額であります。

2目民生費都補助金、2節児童福祉費補助金は1,386万2,000円の増額であります。

保育課の保育サービス推進事業補助金は609万3,000円の増額であります。障害児及び育児困難家庭の増によるものであります。

青少年課の放課後居場所緊急対策事業補助金は614万4,000円の計上であります。ランドセル来館の実施に係る補助金の計上であります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は432万9,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援補助金の増額であります。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金は6,137万8,000円の増額であります。消費活性化事業に係る東京都生活応援事業費補助金の増額であります。

なお、この補助金の増額により、消費活性化事業に充当を予定しておりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今回の補正予算において年度内に執行できる他の感染症対策に係る経費に充当替えをするものであります。

8目教育費都補助金は300万9,000円の減額であります。

1節教育総務費補助金は104万5,000円の減額であります。

5節保健体育費補助金は196万4,000円の減額であります。いずれも感染症の影響による事業の中止等に伴う減額であります。

33ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金は3億3,624万4,000円の減額であります。

1目1節財政調整基金繰入金は3億7,194万1,000円の減額であります。一般会計補正予算（第10号）の財源調整として、財政調整基金のとりくずしを減額するものであります。

6目1節防災救助及び災害復旧・復興基金繰入金は3,569万7,000円の計上であります。蔵敷一丁目土砂災害の復旧事業に充当するため、平成31年度に積み立てました東京都の補助金を取り崩すものであります。

35ページをお開きください。

21款諸収入、5項1目1節雑入は1,788万3,000円の増額であります。

情報管理課のデジタル基盤改革支援補助金は1,556万5,000円の計上ですが、法改正に伴う基幹系システムの修正に係る地方公共団体情報システム機構からの補助金であります。

環境課の地域環境力活性化事業補助金は431万8,000円の増額ですが、野火止用水のナラ枯れ対策事業に係る東京都環境公社からの補助金であります。

37ページをお開きください。

22款1項市債は3億9,084万円の減額であります。

4目土木債、2節都市計画債は5,820万円の計上ですが、都市計画道路3・4・17号線用地買収事業債の計上であります。

9目1節臨時財政対策債は4億4,904万円の減額ですが、普通交付税の再算定におきまして、令和3年度に借入れを行う臨時財政対策債の償還財源の一部が前倒しをして措置されたため、この措置分により借入額を抑制するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は3億8,424万円の増額で、補正後の予算額は392億460万3,000円となるものでございます。

39ページをお開きください。

これより歳出の説明を申し上げます。

2款総務費は5,224万3,000円の増額であります。

1項総務管理費は4,853万2,000円の増額であります。

3目広報費、1の広報活動費は31万4,000円の増額ですが、総合計画の策定に当たり、市の公式ホームページ上の将来都市像を更新するためのシステム保守委託料の増額であります。

6目財産管理費は1,664万4,000円の減額であります。

1の庁舎管理費は2,463万円の減額ですが、廃棄物処分事業者の受入時期の見直しによるPCB廃棄物処分等委託料の減額であります。

6の新型コロナウイルス感染症対策事業費は798万6,000円の増額ですが、庁舎等における感染症対策として、スタンド式の非接触型体温計の購入や抗菌仕様の椅子に入れ替えるための消耗品費及び感染症対策用備品購入費の計上であります。

10目電算管理費、1の情報システム管理・運営事業費は3,163万6,000円の増額ですが、法改正に伴うワンストップ化の対応及び組織改正に伴う設定変更に係る基幹系システム等修正委託料の増額等であります。

41ページをお開きください。

3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,962万3,000円の計上ですが、デジタル化の推進に係るIT推進用端末購入費の計上であります。

11目文化振興費は870万4,000円の増額であります。

2の新型コロナウイルス感染症対策事業費は861万3,000円の計上ですが、市民会館における感染症対策として、主に抗菌仕様の折り畳み式の椅子や机を入れ替えるための消耗品費及び感染症対策用備品購入費の計上であります。

13目市民センター費は389万9,000円の増額であります。

2の奈良橋市民センター管理費は13万9,000円の増額であります。非常用照明及びトイレの漏水対応に係る施設修繕料を、5の上北台市民センター運営費は14万2,000円の増額であります。非常用照明及びトイレの漏水対応に係る施設修繕料を、7の南街市民センター管理費は55万2,000円の増額であります。エレベーター及びトイレの修繕に係る施設修繕料をそれぞれ増額するものであります。

43ページをお開きください。

14の新型コロナウイルス感染症対策事業費は250万8,000円の増額であります。各市民センターにおける網戸の設置や消毒液の購入等に係る消耗品費の計上であります。

15目諸費、11の衛生関係返還金は100万円の増額であります。令和2年度の精算に伴う衛生関係返還金の増額であります。

2項徴税費、1目税務総務費、4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は371万1,000円の計上ありますが、行政事務のデジタル化に係る土地・家屋台帳管理システム構築等委託料の計上であります。

45ページをお開きください。

3款民生費は8,977万5,000円の増額であります。

1項社会福祉費は4,320万8,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は4,310万4,000円の増額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は3,340万9,000円の増額、5の後期高齢者医療特別会計繰出金は969万5,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

4目障害者福祉費は10万4,000円の増額であります。

7の在宅障害者支援事業費は9万7,000円の増額であります。支給対象者の増に伴う心身障害者、障害児のおむつ支給事業委託料の増額であります。

47ページをお開きください。

2項児童福祉費は4,633万6,000円の増額であります。

2目児童措置費は2,884万5,000円の増額であります。

3の保育士確保支援事業費は1,036万円の増額であります。国の補正予算における保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の計上であります。

6の認定こども園事業費は1,669万6,000円の増額であります。感染症の影響により臨時休園した場合における利用者負担額減免に伴う施設型給付費補助金及び障害児や育児困難家庭の増により加算額が増加することに伴う保育サービス推進事業補助金の増額等であります。

7の小規模保育事業費は158万3,000円の増額、8の家庭的保育事業費は20万6,000円の増額であります。いずれも保育サービス推進事業補助金の増額であります。

3目市立保育園費、3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は66万円の増額であります。感染症対策として空気清浄機を購入するための感染症対策用備品購入費を計上するものであります。

49ページをお開きください。

4目子育て支援費は691万9,000円の増額であります。

1の子ども家庭支援センター運営費は44万円の増額であります。組織改正等に伴う電話機等購入費の計上であります。

7の新型コロナウイルス感染症対策事業費は604万5,000円の増額であります。子ども家庭支援センターの

感染症対策として、子ども家庭支援センターの壁紙を抗菌仕様とする内装改修等工事費や換気機能を有したエアコンを購入するための感染症対策用備品購入費等の計上であります。

6目児童館費、8の新型コロナウイルス感染症対策事業費は760万5,000円の増額であります。各児童館において消毒液や、抗菌仕様の備品を購入するための消耗品費及び感染症対策備品購入費の計上であります。

7目学童保育所費は230万7,000円の増額であります。

1の学童保育所運営費は85万7,000円の増額であります。第四クラブのトイレ修繕に係る施設修繕料の増額及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金の計上であります。

51ページをお開きください。

3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は145万円の増額であります。スタンド式の非接触型体温計、パーティション、消毒液などを購入するための消耗品費及び感染症対策用備品購入費の計上であります。

4項1目国民年金費、2の国民年金事務費は23万1,000円の増額であります。制度改正に伴います国民年金システム修正委託料の増額であります。

53ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費は1,529万6,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費、3の母子保健事業費は216万円の増額であります。対象者の入院日数や件数の増加等に伴う養育医療費助成費の増額であります。

2目予防費、4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は433万9,000円の増額であります。ワクチン接種医療機関等協力金等の増額であります。

5目休日診療費、1の休日急患診療所運営費は15万9,000円の増額であります。建物の扉の枠の修繕に係る施設修繕料の増額であります。

6目環境衛生費、1の害虫等駆除事業費は23万8,000円の増額であります。相談件数の増に伴うアライグマ・ハクビシン防除等委託料の増額であります。

55ページをお開きください。

7目環境保全費、6の野火止用水保全対策事業費は840万円の増額であります。ナラ枯れ被害の拡大に伴う野火止用水維持管理委託料の増額であります。

57ページをお開きください。

7款1項商工費、2目商工振興費、5の新型コロナウイルス感染症対策事業費は9,000万円の増額であります。消費活性化事業委託料の増額であります。

なお、こちらの事業費につきましては全額繰越明許費を設定し、令和4年4月に事業の実施を予定しております。

59ページをお開きください。

8款土木費は6,275万4,000円の増額であります。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、10の駅前広場管理費は350万円の増額であります。桜の植樹等に係る東大和市駅の駅前広場維持補修工事費の増額であります。

3項都市計画費は6,085万4,000円の増額であります。

2目下水道費、1の下水道事業会計繰出金は9,500万4,000円の減額であります。今回の下水道事業会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費は933万5,000円の増額であります。

1の公園管理費は633万5,000円の増額であります。末広第二公園等における樹木剪定・伐採に係る公園等維持管理委託料及び新海道公園への雨水集水桝等の設置に係る公園等維持補修工事費等の増額であります。

4のこども広場管理費は300万円の増額であります。清水こども広場及び六小南こども広場における樹木剪定に係るこども広場維持管理委託料の増額であります。

61ページをお開きください。

4目街路事業費、1の都市計画道路3・4・17号線用地買収事業費は1億4,652万3,000円の増額であります。国の補正予算により、令和3年度分の国庫補助金を活用することに伴う用地買収費の増額等であります。

なお、予算については、全額繰越明許費を設定するものであります。

4項住宅費、1目住宅管理費、11の住宅等耐震助成事業費は160万円の減額であります。申請がないことによる木造住宅耐震診断助成金及び木造住宅耐震改修助成金の皆減であります。

63ページをお開きください。

9款1項消防費、4目災害対策費は768万9,000円の増額であります。

1の災害対策事業費は23万9,000円の減額であります。防災フェスタ等の中止に伴う賄材料費等の減額であります。

2の新型コロナウイルス感染症対策事業費は792万8,000円の計上であります。各避難所に設置します非接触式トイレの導入に係る感染症対策用備品購入費の計上であります。

65ページをお開きください。

10款教育費は6,648万3,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は218万1,000円の増額であります。

14の学校行事・部活動等運営支援事業費は1,078万2,000円の減額であります。感染症の影響により中止となった小学校連合音楽会に係る市民会館施設等使用料や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会観戦に係る補助金等の減額であります。

17の情報教育推進事業費は215万5,000円の増額であります。パソコン教室の転用に向けたパソコン教室物品処分等委託料や、来年度のクラス編成の準備に向けて児童・生徒用端末の保管庫を移設することに伴います充電保管庫移設委託料の計上等であります。

20の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,080万8,000円の計上であります。感染症の影響により中止となった移動教室・修学旅行解約手数料の計上であります。

67ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費は1,192万7,000円の増額であります。

1の小学校運営費は49万4,000円の増額であります。感染症の影響等による通話の増に伴う電話料の増額であります。

3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,143万3,000円の増額であります。廊下の流しの蛇口の一部を自動水栓化することに伴う小学校水道蛇口自動水栓化工事費等の増額であります。

3項中学校費、1目学校管理費は575万円の増額であります。

3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は575万円の増額であります。廊下の流しの蛇口の一部を自動水栓化することに伴う中学校水道蛇口自動水栓化工事費等の増額であります。

4項社会教育費は4,157万2,000円の増額であります。

1目社会教育総務費は47万8,000円の減額であります。

6の市民文化祭事業費は174万7,000円の減額であります。市民文化祭の中止に伴う会場設営委託料及び市民文化祭負担金の減額であります。

69ページをお開きください。

13の新型コロナウイルス感染症対策事業費は126万9,000円の増額であります。放課後子ども教室における感染症対策として、スタンド式の非接触型体温計、消毒液などを購入するための消耗品費の計上であります。

2目公民館費は3,332万3,000円の増額であります。

7の新型コロナウイルス感染症対策事業費は3,332万円の計上であります。各公民館及び中央公民館ホールにおける感染症対策として、消毒液等を購入するための消耗品費や折り畳み式の椅子や机を抗菌仕様のものに入れ替えるための感染症対策用備品購入費のほか、中央公民館のトイレ改修工事費及び蔵敷公民館男子トイレ自動水栓化工事費を計上するものであります。

3目図書館費は391万5,000円の増額であります。

1の中央図書館管理費は30万6,000円の増額であります。トイレの漏水対応に係る施設修繕料の増額であります。

2の中央図書館事業費は31万1,000円の増額であります。インターネットブラウザが変更されるに伴う図書館システム修正委託料の増額であります。

71ページをお開きください。

5の新型コロナウイルス感染症対策事業費は329万8,000円の増額であります。各図書館における感染症対策として、消毒液等を購入するための消耗品費や折り畳み式の椅子や机を抗菌仕様のものに入れ替えるための感染症対策用備品購入費を計上するものであります。

4目郷土博物館費、3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は481万2,000円の増額であります。消毒液等を購入するための消耗品費のほか、空気清浄機の購入やロビー等の椅子を抗菌仕様のものに入れ替えるための感染症対策用備品購入費の計上であります。

5項保健体育費は356万6,000円の増額であります。

1目保健体育総務費、3のスポーツ振興事業費は344万8,000円の減額であります。感染症の影響により中止となったロードレース大会負担金等の減額であります。

2目体育施設費、2の新型コロナウイルス感染症対策事業費は701万4,000円の増額であります。市民体育館における感染症対策として、消毒液等を購入するための消耗品費や、空気清浄機の購入、折り畳み式の椅子や机を抗菌仕様のものに入れ替えるための感染症対策用備品購入費を計上するほか、体育施設等の臨時休業に伴う補償費を増額するものであります。

73ページをお開きください。

6項幼稚園費、1目教育振興費、3の私立幼稚園一時預かり事業費は148万7,000円の増額であります。利用者の増等に伴う私立幼稚園一時預かり事業補助金の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は3億8,424万円の増額で、補正後の予算額は392億460万3,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご説明申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時 7分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。

○16番（荒幡伸一君） 御説明ありがとうございます。

それでは、何点か質疑をさせていただきます。

補正予算書の40ページ、財産管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業費、またそれ以外にもまたがるかと思えますけども、学童保育所、児童館、公民館、図書館、市民体育館等の机や椅子を抗菌仕様のものに入れ替えるとのことですが、それぞれどれくらいの数を入れ替えるのか、詳細を伺いたいのと、またこれまで使用していたものは、どのように処分をするのかについて教えていただければと思います。また、非接触型温度センサーを導入される予定でございますけども、その詳細について教えていただければと思います。

同じく、40ページの電算管理費の情報システム管理・運営事業費についてでございますけども、転入・転出のワンストップ化の対応のための基幹系システムの修正委託料の増額がなされますけども、実際の窓口でのワンストップ化は具体的にどのように行われるのか、お伺いをいたします。

同じく、50ページの子育て支援費の新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございますけども、子ども家庭支援センター施設の内装改修等工事費が計上されていますけども、先ほど少し御説明ありましたけども、具体的にどのような工事がなされるのか、お伺いをいたします。

同じく、54ページの環境衛生費の害虫等駆除事業費についてでございますけども、アライグマ・ハクビシンの相談件数が増えているという実感も私もしております。具体的にどのような状況なのか、お伺いをいたします。

同じく、58ページの商工振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございますけども、消費活性化事業委託料の増額についてでございますけども、今年度6月、8月、この2月にPay Payのポイント還元事業が行われたわけでございますけれども、4月の予定されている事業の内容はどのようなものなのか、お伺いをしたいと思います。

また、これまでに成果について何度か伺っておりますが、4月の事業において期待する効果はどのようなものがあるのかと、デジタル端末等の利用に不慣れな方への対策として相談会を開催したと思えますけども、その効果と、今後の予定についてもお伺いをいたします。

同じく、60ページの公園費の公園管理費についてでございますけども、都市づくり公社への設計委託内容の変更に係る公園等改修工事設計委託料の増額とありますけども、どのような変更があるのか教えていただきたいのと、公園の雨水対策に係る公園等維持補修工事費の増額について、こちらの詳細についても教えていただければと思います。

同じく、64ページの災害対策費の新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございますけども、避難所に非接触型のトイレを導入することに係る備品購入費が計上されていますけども、詳細についてお伺いをいたします。

最後に、68ページ、学校管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございますけども、小・

中学校の廊下蛇口の自動水栓化工事費の増額が計上されていますが、その詳細についてお問い合わせいたします。

以上でございます。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 補正予算書、40ページなどをはじめとします新型コロナウイルス感染症対策事業費におけます机や椅子のそれぞれの数であります。財源である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取りまとめを財政課で行っておりますので、私のほうから主なものを御説明をさせていただきます。

感染症の感染拡大により市民の皆様を少しでも解消できるよう、国の交付金の事例集等にも従いまして、抗菌仕様の机や椅子を入れ替えるものであります。それでは、お答えをいたします。なお、あくまでも数量や設置場所は予定ということでございます。

まず市民会館につきましては、リハーサル室や会議室等で机が48台、椅子が106脚。児童館は、各児童館の合計で、机が29台、椅子が47脚。公民館は、ホールや、各地区館の合計で、机が239台、椅子が865脚。図書館は、中央図書館のレファレンス室等で、机が8台、椅子が70脚。市民体育館につきましては、机が30台、椅子が200脚でございます。

次に、これまで使用していたものの処分についてでございますが、一部は不足する部分への転用や、また予備として保存するなど有効活用を図りまして、不要なものは業者の引取りにより処分をする予定でございます。

次に、非接触型の温度センサーについてでございますが、主にスタンド式のもので、顔のスキャンにより表面温度を測るものや、検温と同時に手指消毒ができるものなど、設置する各施設からの要望に応じて対応する予定でございます。

以上でございます。

○**市民課長（梶川義夫君）** 補正予算書、40ページ、情報システム管理・運営事業費の基幹系システム等修正委託料におけます、転入・転出オンライン手続に関する修正委託の関係で、実際の窓口がどう変わるかということでございますので、市民課のほうでお答えさせていただきます。

今回は、マイナンバーカードを所有される住民の方の転出・転入についてのオンライン手続が可能となるものでございます。また、全国一律に行われるものでございます。まず、マイナンバーカード所有者で、転入・転出される方は、マイナーポータルからオンラインで、転出地市区町村への転出届及び転入地市区町村への転入予約を行います。これによりまして、転出地市区町村への転出届の手続に来庁する必要がなくなります。

その後、転出証明書情報というものがございまして、こちらが転入地市区町村へ送信によりまして通知されることから、転入地市区町村で転入手続の事前準備が可能となります。こうしたことから、手続される方にとりましては、窓口での届出書類の作成をする手間の軽減、また手続に要する時間の短縮が図れます。さらに、市町村にとりましても、窓口での混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知された転出証明書情報を活用した事前準備によりまして、転入手続当日の事務負担が軽減されるなどのメリットがあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○**子育て支援課長（新海隆弘君）** 補正予算書、50ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費の子ども家庭支援センター施設内の改装工事に関してでございますが、子ども家庭支援センターにおける感染防止対策の徹底を図るため、地域活動スペース及び交流スペースの壁紙を抗菌加工したものに張り替える工事であります。

以上です。

○**環境部長（松本幹男君）** 補正予算書、54ページ、害虫等駆除事業費、アライグマ・ハクビシン防除等委託料

でございますが、令和2年度の状況で申し上げますと、年間で52件の捕獲器の設置を行っているところでございます。今年度、令和3年度につきましては、1月末現在で既に58件の捕獲器、こちらのほうを設置しているという状況でございます。

続きまして、補正予算書、60ページ、公園管理費、公園等改修工事設計委託料でございますが、当初の内容は公園遊具等の更新のみを予定しておりましたが、公益財団法人東京都都市づくり公社から、園内の雨水対策が未整備の現状や、既存のコンクリートウォールの老朽化等の対策について、併せて実施することの提案を受けましたことから、設計内容の変更を行いまして増額となったものでございます。また、園内の雨水対策につきましては、雨水の流出を防ぐために、公園の出入口にU字溝を設置いたしまして、敷地内で雨水を浸透処理させるために、浸透トレンチ管を約19メートル、浸透ますを2基設置するものでございます。

以上です。

○産業振興課長（小川 泉君） 補正予算書、58ページ、商工費におきます新型コロナウイルス感染症対策事業費、消費活性化事業委託料の關係の御質疑でございます。

まず、令和4年4月に予定をさせていただいております消費活性化事業の内容でございます。令和4年2月現在、実施しております、キャッシュレス決済によるキャンペーンと基本的には同様でございます。30%の還元率で1回の付与上限を3,000円相当とする予定でございます。ただし、期間付与上限は6,000円ではなく、令和3年の6月、8月の実施時と同様の1万円としたいと考えております。

4月の事業において期待する効果でございますが、まず経済的な効果の点におきましては、当市の場合、消費の冷え込む月や近隣市における同様のキャンペーンと重ならない月を選んで実施していることもあり、こうした戦略がキャンペーンのたびに想定を上回る消費に結びついておりますことから、同様の条件で実施した令和3年6月、8月の実績を上回る3億円弱の決済額が見込めるものと考えております。また、ウィズコロナ、アフターコロナにより、今後さらにキャッシュレス化が加速すると考えられますことから、もう一方の効果としてキャッシュレス決済の定着化に期待をしているところでございます。

当市では、消費活性化事業を繰り返し実施してきたこともあり、令和4年2月のキャンペーンでは、参加店舗数が461となるなど、この1年半の間に参加店舗数は約2.5倍となっております。キャッシュレスラボという民間機関の調査でございますが、「キャッシュレス決済が利用できるかどうかで、店舗を決めたことがありますか」という設問に、65%の消費者が「ある」と答えていたようで、消費者にとりましてもキャッシュレス決済のあるなしは、お店選びにおいて無視できない事実になりつつあります。市内の小規模事業者が大型店やウェブショップなど、他店に後れを取らないためにも、キャッシュレス決済の定着化に向け、4月の事業も充実させたいというふうに考えております。

最後に、デジタル端末等の利用に不慣れな方への相談会でございますが、東大和市商工会において、令和4年2月のキャンペーンに向けては、2日間、4こま、相談会に7人が参加したと伺っております。こうした相談会の実施により、導入への不安の払拭に貢献できたかと捉えております。令和3年の6月、8月キャンペーン時に、相談会では参加者43人参加してございまして、今回の参加者が少なかった理由は分析できておりませんが、次回4月のキャンペーン向けには、日にち指定の相談会から個別相談会に切り替えるなど、柔軟な相談スタイルに変更し、さらに丁寧な導入支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○総務部参事（東 栄一君） 補正予算書、64ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費の感染症対策備品

購入費についてでございますが、自動ラップ式トイレという電動式の簡易トイレでございます。手を使わずに、自動で袋を密封し、特殊防臭フィルムで臭いや菌を閉じ込めることができるものでございまして、避難所での2次感染リスクを軽減できるものと考えているところでございます。各避難所に設置するものとして、33台購入を予定してございます。

以上でございます。

○**建築課長（中橋 健君）** 補正予算書、68ページ、小・中学校の水道蛇口自動水栓化工事費の詳細についてでございますが、新型コロナウイルス感染が長期化する中、感染予防対策として児童・生徒が非接触で使えるよう、廊下にある蛇口の一部の自動水栓化を図ります。自動水栓化する蛇口は、小学校におきましては368か所を予定しております。また、中学校におきましては、205か所を予定しております。学校によってばらつきはございますが、おおむね半数の蛇口の自動水栓化を見込んでおります。

また予算につきましては、小学校及び中学校の水道蛇口自動水栓化工事費を増額いたしまして、対応するところでございます。工期につきましては、3月末を目途に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** 御答弁ありがとうございました。

1点だけ、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、補正予算書の60ページ、公園費の公園管理費についてでございますけども、具体的にどの公園を実施するのかというのが決まっているようであれば、教えていただければと思います。

○**環境部長（松本幹男君）** 補正予算書、60ページ、公園管理費でございますが、該当する公園につきましては、現在実施しております高木公園、こちらになります。通常、設計委託をして、それで工事という形になりますので、既に設計委託は終わっているもので、現在、工事を進めているところでございますが、公益財団法人東京都都市づくり公社に委託している関係で、こちらの都市づくり公社に委託する場合は、設計委託は終わっているんですが、その支払いが、工事完了後に支払うということになりますので、それでここで工事もかなり進みましたので、ほぼ内容にもう変更は出ないだろうということで、補正予算のタイミングの提出時期が、この時期になったというものでございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** それでは、何点か伺います。

補正予算書、48ページの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、それから補正予算書、50ページの放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金、またがってお伺いしますけれども、それぞれの事業について、補助金の算定の対象となる保育士数、指導員数、それぞれどのようになっているのか。つまり、市内の保育施設で働く保育士さん、それから学童保育所で働く指導員の皆さんの賃金、実数の実際に働いている方々の賃金が、1人当たり3%、月額9,000円アップするものと考えていいのかどうか伺います。

それから、補助要件として、賃金改善の計画書、実績報告書を市町村に提出することというのが挙げられていると思うんですが、現在、市内の保育施設、学童保育所とのやり取り、その状況、どのようになっているのか伺います。

次に、補正予算書、70ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費、青少年課の部分ですけれども、放課後子ども教室に対する消耗品等の計上ということですが、この間、放課後子ども教室、実施がされていなかったというふうに思うんですが、こういうもの、感染症対策としての予算が計上されたということで、現

在の実施の状況についてお伺いします。

以上です。

○**保育課長（関田孝志君）** 予算書、48ページ、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金についてでございます。算定根拠につきましては、公定価格上の職員配置基準に基づき、単価掛ける令和3年度、年齢別、平均利用児童数掛ける実施月数であります。

続きまして、金額につきましては、職員の経験年数や常勤・非常勤の勤務時間、資格の有無に応じた合理的な理由の下、賃金改善が行われる予定と考えてございます。後は現在の状況ですが、本補正予算、御承認いただければ、賃金改善等の計画書を求めるという予定としてございます。

以上でございます。

○**青少年課長（石川博隆君）** 補正予算書、50ページ、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金の関係でございますけれども、こちらの補助基準の算定に当たりましては、補助単価ですね、こちら9,000円プラスの社会保険料の事業主負担分の増加部分を考慮した形、掛ける賃金改善の対象者数、これは常勤というふうな形で、常勤職員さんに、非常勤の職員の方も含めて換算した形で勘定しまして、それに実施事業の月数を掛けるという形で算定する予定でございます。

それから、2つ目ですね、3%ということでございますけれども、こちらも一律に3%、9,000円というふうな形で引き上げられるわけではなくて、受託事業者が学童保育所の状況等を踏まえて、職員の経験年数ですとか、常勤・非常勤の勤務時間、資格の有無等に応じた合理的な理由の下で、賃金改善がそれぞれ行われるという予定になってございます。

③としまして、こちら受託事業者と、今現在はこちらの補正の予算確定後、すぐに対応できるような形で、情報提供させていただいているところでございまして、賃金計画の計画書及び報告書等につきましては、保育所と同じような扱いという形で考えてございます。

続きまして、補正予算書、70ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費、放課後子ども教室の関連でございますけれども、放課後子ども教室につきまして、コーディネーターの方々の調整も進めた形で、昨年12月8日、第五小学校、第七小学校を皮切りに、今年1月1月にかけて、6校の小学校を対象の学年児童を限定したりですとか、実施日数を絞った形で、対象者数を限定した形で、密を避けるような形で部分的に再開をいたしました。けれども、まん延等実施の関係がございすもんですから、1月の中旬から、さらに十小、八小、予定したんですけれども、こちらを再延期という形になっております。というようなことで、ほかの実施が、未実施の学校も含めて、今現在は放課後子ども教室は、改めてまた実施を中止、または再延期というような状況になってございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

補正予算書、48ページの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、補正予算書、50ページの放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金のところで、そうしますと公定価格の配置基準に基づいてということですので、実際に働いてる方のほうがかなり多いということにもなりますので、1人当たり9,000円にはならないということで理解をしました。それで、実際にこの賃金アップ、働いてる方が手にする時期というんですかね、これが大体いつ頃と見込んでいるのかということについて、見込みで結構ですので教えていただければというふうに思います。

○保育課長（関田孝志君） 補正予算書、48ページ、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金についてでございます。支払い時期については、本補助、補正予算が通らないと先に進みませんので、これ通った後に書類提出をいただいて、年度内には支払いが、本人の手元にお金が行くという段取りで進めているところでございます。以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 何点か伺います。

23ページの地方交付税と、37ページの臨時財政対策債ですけれども、地方交付税のうち、一定部分が臨時財政対策債の減額、返済が求められてるという説明でしたけども、この額が国から指示されている額という理解でいいのかというのが1点と、それから前倒しというようなことを言われたんでちょっと心配になったのが、この6億2,600万6,000円という地方交付税は、国の税収の上振れに基づいて交付されるものであって、来年度分から前倒し分として差し引かれるということはないという理解でいいのか、ちょっとそこを確認してください。

それから、34ページのり災救助及び災害復旧・復興基金繰入金と、それから59ページのところで、この3,569万7,000円が、その他特定財源で、公園費のところへ入ってきてるんですけども、これはこれまでの行った復旧費に全額が、一般財源から出したものを全額が、この基金、取り崩した額、全額を充てたということなのか、それとも今後精算をして、場合によっては返還とか増額とかというのがあるのか、そこら辺について伺います。

それから、27ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、45ページ、民生費、53ページ、衛生費などについてですけれども、新たに交付が決まった2億6,361万4,000円のうち、今回の計上は1億2,361万4,000円で、半分以上、1億4,000万円は、来年度に回すということですが、来年度に回した理由を伺いたいんです。

それで、第6波で死亡者も300人を超えて過去最高に達する。それから、医療にかかれず自宅で死亡した事例も数多く報道されてますし、市内では2月22日時点で、自宅療養者、調整中で自宅にいる方716人、昨年8月の5倍になろうとしています。こういう状況で、私たちは自宅療養者専用ダイヤルの開設や、医療支援を届ける体制整備することなど、市長にも求めたところですが、発熱外来もパンクしてると言われていて、市内の発熱外来、東京都のホームページで、1か月前には6診療所が載っていたのに、20日に確認したら五つに減ってるんですね。政府が発熱外来の補助金もなくなってしまうために、医療機関も大変な状況ということだと思います。そういう点でいうと、医療機関、診療所への支援金も出して、体制を確保していただかなくてはならないのではないかと。介護施設なども、報酬の上乗せもないまま、感染の危険にさらされながらの業務になっています。ワクチン接種も大変遅れてると。打たなくてはならない手だては幾らでもあるのではないかと。市民の命と健康が、たった今、危険にさらされているわけですから、こうしたことに速やかに予算を措置して対策を講じるべきではないかというふうに思うんです。その点、伺いたいと思います。

それから、41ページ、文化振興費や市民センター費などで、先ほど机や椅子の入替え、数量を伺いましたけども、これは総額幾らになるのか伺います。老朽化した机や椅子は、場合によっては事故やけがにつながるもので、適切に入れ替える必要がありますけども、ここにコロナ交付金を充てるということについて、適切なのかどうか市の見解を伺います。

それから、33ページ、財政調整基金ですけれども、今回3億7,000万円あまりを積み戻しました。この10号補正後の特別会計や、定額運用基金なども含めた積立基金残高の年度末見込額は幾らになるのか伺います。

それから、47ページ、児童福祉費、49ページ、学童保育所費、保育士や学童保育所指導員といったエッセンシャルワーカーの賃金アップ、これを全額国費で実施する予算が組まれていますけれども、市立狭山保育園の保育士など、市が直接雇用するエッセンシャルワーカーの賃金アップは図られるのか伺います。

それから、ちょっと戻って、27ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですけれども、令和4年度当初予算案で計上する本庁舎、空調更新工事費5億8,468万4,000円のうち、5,000万円をコロナ交付金で賄うことになっています。昨年5月31日に開催された議員全員協議会で、公共施設において修繕または更新が必要と思われる設備等について説明がありました。ここで空調設備更新について説明があったわけです。コロナ対策ではなくて、公共施設の修繕更新として必要としていたものです。ここにコロナの交付金を5,000万円充て込むというのは、不適切なのではないかと思いますが、伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 何点か御質疑いただきましたので、まず私のほうから御説明をさせていただきたいと思えます。

まず補正予算書の23ページ、地方交付税、また補正予算書の37ページの市債、臨時財政対策債の関係でございます。まず一定部分について、臨時財政対策債を減額するということですが、その分が普通交付税で措置されている分ということで、そこは金額はイコールということになってございます。

続きまして、国のほうから前倒しで措置をされているということでございますが、ここで国のほうの国税のほう为上振れているということでして、向こう先、今回、令和3年度に臨時財政対策債を借入れをしまして、その後、償還される際には交付税措置はされるものというふうに考えるところですが、その交付税措置される分が前倒しで措置をされているというところでございます。そちらのほうを今回、借入額の抑制という形で対応させていただくことで、今後の事務負担なども含めて軽減もできるというところで、あとは市の財政負担等に関しても、ここで抑制をすることによって、市の負担も減額できるというところもございまして、対応するところでございます。

続きまして、3点目のページで言いますと、補正予算書の33ページ、り災救助及び災害復旧・復興基金とりぐずしについてでございます。

こちらについては、ここで工事等で、今年度中に終了しておりますので、そちらに対する財源として全額を取り崩すものでございます。こちらの原資は、東京都の災害復旧復興特別交付金というところでございますので、そこで一時的に基金に積み立てていた部分を全額取崩しをするものでございます。

続きまして、4点目です。補正予算書の27ページです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございますが、まず新たに交付限度額として示された額としましては、2億6,361万4,000円でございます。今回の補正予算に計上していない1億4,000万円について、今後の活用についてでございますが、このうち5,000万円については、議員おっしゃっていただいたとおり、令和4年度の予算に計上しております庁舎空調更新工事費への充当を予定してございます。感染症対策として、換気性能の向上に係る部分、ここに係る部分のみ、充当をするものでございます。

残る9,000万円につきましては、先ほど御説明もさせていただきましたが、消費活性化事業を実施する予定としまして、今後の令和4年度の補正予算での対応を検討しているところでございます。また、補正予算を想定している理由ということでございますけれども、消費活性化事業に係る東京都の補助金を実施される場合には、令和3年度の繰越明許費に係る予算には充てることができず、令和4年度の現年度の予算に対して交付される可能性があるものでございます。それらの財源の確保に向けまして、慎重な確認が必要であるものという

ふうにご検討いただいております。

続きまして、6点目についてでございます。補正予算書の41ページ、文化振興費におけます新型コロナウイルス感染症対策事業費以降の各施設におけます椅子や机の入替えに係る経費でございますけれども、こちらは約4,130万円を見込んでいただいております。また、今回の入替えにつきましては、感染症対策のための抗菌仕様、抗菌抗ウイルスの仕様ということで椅子や机を入れ替えるものでして、市民の皆様にご安心して活動していただくことを目的としております。国から示されました事例集等に基づいて、こちらを対応させていただくものでございます。

続きまして、7点目でございます。補正予算書の33ページ、財政調整基金についてでございます。また、その他の基金も含めてということでございますけれども、積立基金の第10号補正後におけます、令和3年度末の基金の現在高見込みでございますが、一般会計、特別会計等、また定額運用基金等を合計しますと、金額につきましては約83億6,300万円になるものでございます。

以上でございます。

○職員課長（岩本尚史君） 補正予算書、47、48ページ、保育士確保支援事業の中で、狭山保育園についてのところでございます。今回、補正予算の必要はございませんが、狭山保育園が任用します保育士等の会計年度任用職員につきまして、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に伴い、公的部門として狭山保育園が該当しておりますことから、この2月1日から、時間、給与の改定を行っているところでございます。

以上でございます。

○総務管財課長（宮田智雄君） 補正予算書、27ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、令和4年度、当初予算で計上します本庁舎空調更新工事費の財源の一部に充当することについてでございます。先ほど財政課長からも、一部御説明ございました。空調更新工事の内容の1つには、外気と内気の換気に際し、換気設備の設置工事がございます。コロナ禍におきましては、換気による対応を徹底して励行しておりますことから、現在策定中の実施設計においても、換気設備はコロナ対策の一環と見据えまして、換気性能を十分に持つ機種を選定しております。

今回、換気性能が向上する部分のみを臨時交付金の対象経費と捉えまして、臨時交付金を充当する計画でございます。

なお、実施設計が策定された段階で、予算額に対して経費の圧縮が図られた場合には、改めて充当額を見直してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○福祉部長（川口荘一君） 私からは、補正予算書、45ページ、民生費、そして53ページ、衛生費の関連質疑で、医療機関、介護施設への支援に関して御答弁申し上げます。

まず令和4年1月になりまして、オミクロン株の発生によりまして、医療機関におきましては非常に大変な状況になっていることとありますけれども、そのような状況の中、ワクチンの3回目となる追加接種を東大和市医師会など関係機関の御協力をいただきまして、1月中・下旬から個別接種、そして2月5日から集団接種を開始したところでございます。

そして、この集団接種に関しましては、今回、補正予算書、54ページの衛生費、2目予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業費におきまして、ワクチンの接種医療機関等の協力金ということで、集団接種に御協力いただきました医療従事者等に、協力金を支払うというような措置を行ったところでございます。また介護施

設におきましても、これまで補助を実施してまいりましたが、PCR検査、抗原検査の補助を、引き続き3月末まで延長して、補助を行って介護施設の業務に対しての支援を行うというふうに進めてるところでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

47ページの児童福祉費のところ、2月1日、規則改正で賃金アップということですが、幾らから幾らに上げたのか。それから、歳出のほうの計上は要らないと思うんだけど、歳入、全額国費なので、歳入は計上されなくちゃいけないと思うんですけど、歳入はどこで計上されているのか伺います。

○職員課長（岩本尚史君） 補正予算書、48ページの件でございます。金額につきましては、保育士、臨時保育士、臨時保育補助員ですね、それぞれ時給の3%程度ということで、30円をアップしております。また歳入についてですが、こちらは先ほどの民間保育園、また学童のほうの補助金と一緒に、後日、併せて申請をする予定でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 1点、伺います。

補正予算書の2ページ、歳入のところ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、このところでお伺いしたいんですが、この中から歳出の各款で、PCR検査や抗原検査の検査キットの配布ですとか備蓄ですとか、こういったものに充てられるものがあるのかどうかということをお伺いしたいです。

と申しますのは、今のこの第6波の中で、国や市や、また職域などでは、集団接種会場を設けて、重層的にこのワクチン接種の体制、構築してるわけですが、一方で、市中ではPCR検査、抗原検査のキットが不足していて、実際の感染状況が、今正確につかまれていないまま、感染が広がっているということから、市民からも不安の声が寄せられています。通して1号補正からでも結構なんですけど、この間、検査キットの提供等が市からあったのか、またそういう予定が今後あるのか、お伺いしたいというふうに思います。また、そもそもこの臨時交付金が、そういったことに使途として使えるのかどうかということも、お伺いしたいと思いますのでお願いします。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書、10ページに関する御質問の中で、検査キットについてお答えをいたします。これまでの間、検査キットの提供があったか、また今後提供の予定があるのかについてでございますが、これまで東京都から、本市宛てに新型コロナウイルス感染症の感染を判断するための検査キットの提供はございません。また今後におきましても、本市宛てに同様の検査キットが提供される予定については把握してございません。

以上です。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書の27ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございます。使途についてということでございますけれども、検査キットの提供等につきましては、検査促進枠というものがございまして、都道府県が行います感染症に係る検査に対する支援等に要する費用に対して交付されるものというものでございます。こちらは東京都のほうで、活用は可能でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） そうしますとあれですね、この検査については、東京都が主に役割分担として担ってて、市町村は、今で言うところと差し当たってワクチンとか、その他のことに集中してる、そういう理解でよろしいです。

ね。

○健康課長（志村明子君） 新型コロナウイルス感染症の陽性に関わる検査につきましては、東京都が主に行う事業となっております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 補正予算書の40ページの庁舎管理費の中のPCB廃棄物処分等委託料が減額されてるんですけども、受入時期の見直しという御説明だったと思いますけれども、このPCB廃棄物については、処分の期限があったかと思えますけれども、市で保管しているものについては、もう処分が終わっているということなのか、ちょっとその期限との関係で、この減額の理由なども教えていただきたいと思えます。

それから、もう1点、補正予算書の54ページ、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業費のワクチンのことなんですが、5歳から11歳までのワクチン接種が3月12日から開始ということで、3月上旬には対象年齢の方に接種券を送付するということが既に広報されています。この接種については、努力義務の対象ではなくて、市は希望する方が打てるようにする体制を整える必要というのはあると思えますけれども、全ての子供に接種を強いるものではないと思えます。接種による副反応などを考えると、子供への負担もかかるともありますし、接種を控えたいという保護者の方もいらっしゃいます。事前に接種券を送ることをやめたという自治体も出てきています。私としては、接種券を送らずに、希望する方が申請するという形式にとどめていただきたいと思えますけれども、その点の市のお考えと、あと保護者への情報提供、接種は任意であることですか、副反応についてなどの情報提供をどのようにされるか、お伺いします。

その点について、保育園や学校などでも、接種・未接種などで、特に保育園ですけども、入園や行事の参加に条件をつけるなどというような差別は、絶対していただきたくないと思えますけれども、その点について保育課などでどのように対応をしていただけるのかお伺いします。

○総務管財課長（宮田智雄君） 補正予算書、40ページのPCB廃棄物処分等委託料の減額理由等についてということの中でお話をさせていただきます。先ほどお話ししたとおり、御説明があったとおりですが、処分事業所の受入時期が変更になったということになります。具体的には処分場の設備が、ちょっとトラブルが起きてまして、それで処理ができないというところの御連絡が入りました。総務管財課としては、そちらに搬送するまでの下準備の保管は、作業はもう終わっております。現在、市の保管庫のほうで管理してございます。PCBの処分につきまして、高濃度PCBの処分期限につきましては、法令では令和4年度までということに期限がなっておりますので、改めまして令和4年度に予算化しまして、こちらのほうの処分を行うということで、事業所とも調整を済んでいるといった状況でございます。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書、54ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費における5歳から11歳の方の小児の接種についてでございます。今現在、接種券の送付につきましては、対象となる方への接種のほうを予定しております。

また、2点目の保護者の方への情報提供につきましては、ワクチン接種の副反応などのリーフレットが、ここで国が作成が完成したところから、そのようなリーフレットのホームページ等での掲載、また努力義務ではないといったことも含めまして、保護者の方に十分、情報提供をして、判断していただけるような形で掲載をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 私のほうからも、補正予算書、54ページの関連の保育園におけます新型コロナウイルスの感染症のワクチン等に関連することについてお答えいたします。

保育園等につきましては、これまでも新型コロナウイルス感染症に関する様々な対応をまいりまして、子供たちが罹患した場合への対応なども慎重に行ってきたところでございます。引き続きワクチン接種関連などにつきましても、保育園の園長会なども通じまして、そういった差別等が一切ないようというようにと、お願いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。

補正予算書の54ページのワクチン接種についてですけれども、接種券を送るということは、それが送られてくると、強制されてるんじゃないかというふうに感じる方もいらっしゃると思いますので、ぜひそのところは、ホームページなどを見れば、現在も厚労省のほうにリンクするものとかを載せていただいている、そこを見ると分かるようになってはいるんですけれども、私としては、一番、保護者として迷うところは、接種を受ける際の同意というところがあるんですけれども、保護者の同意がないと子供は接種ができないということなんです。その厚労省のホームページでも、接種を受ける際の同意という欄がありまして、そこに強制ではないとか、その副反応のことも考えて、国民の皆様には受けていただくようにお勧めしますが、そういったことも検討するよという文があるんですけれども、そういったところを接種券を送るときに、同時に資料として、5行ぐらいのもので、そういったところも入れていただけないかと思うんですけども、検討していただけないでしょうか。お伺いします。

○健康課長（志村明子君） 5歳から11歳の方の接種券につきましては、既に発注のほうを完了しておりまして、その時点では国のリーフレット等は完成しておりませんでしたことから、接種券への同封は難しいと考えております。

ただ、予約を行いますシステムの画面上の御案内のところにおきまして、そういった形の国へのホームページのリンクですとか、努力義務ではないことですか、そういったことを丁寧に情報提供をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 第24号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第10号）に、日本共産党を代表して反対の討論を行います。

まず初めに、コロナ危機下で、感染と隣り合わせで社会を支えるエッセンシャルワーカーの待遇を抜本的に引き上げる必要があります。これは誰もが一致するところです。補正予算で、保育士や学童保育所指導員などの待遇改善のための補助金が計上されました。全額が国費で賄われますが、もともと賃金引上額が一桁違うと言われるほど少額であるにもかかわらず、それさえ計算上の金額で、一人一人の賃上げ額はさらに低くなるのが、質疑を通じて明らかになりました。国に交付金の抜本的な増額を求めるとともに、市としても処遇改善のための措置を求めます。

次に、反対の理由を述べます。

新型コロナウイルス対策として、新たに2億6,000万円あまりが国から交付されるのに、その半分以上を来年度まで計上せず、しかも交付金の中から本庁舎空調設備の更新に5,000万円、机・椅子等の入替えに4,130万円など、コロナ交付金を充てることに同意できないものが大きな額を占めているからです。

コロナ交付金は、本来、コロナ危機という非常事態の下で、市民の命と健康、暮らしを守るための施策に直接充当すべきです。市政運営上、通常かかる空調設備や備品の更新の財源にして、市財政の助けにするのでなく、市民の苦境打開に使われるべきです。長期にわたって更新していなかった空調設備を更新することになれば、新しいものは換気能力も向上しているだろうし、よりよい性能が求められるのは当然のことです。換気能力の向上を図れることが、空調設備更新という通常の経費に、コロナ交付金を充当できる理由にはなるでしょう。コロナ対策が十分であれば、市民も理解できるかもしれません。しかし、現実には全く不十分です。その多くは、国の責任ではありますが、今現在、危機にさらされている市民の命と健康、暮らしを守るための対策を速やかに講じるためにこそ、コロナ交付金は回すべきです。

3回目のワクチン接種の迅速化や発熱外来の拡充、自宅療養者に医療ケアを届けるなどのために、市内診療所、医療機関等への支援金を適切、十分に給付すべきです。自宅療養者専用ダイヤルの開設にとどまらず、700人を超える自宅療養者等への連絡をこちらから取って、適切な支援を行うための人員配置も必要です。PCR等の検査も全く不足しています。感染・濃厚接触などで、また学級閉鎖、学年閉鎖や保育園休園などで収入が減少している世帯、所得補償の制度に乗れずに困窮している世帯も多くあります。こうした困窮した世帯への給付や、税保険料の免除なども必要と考えます。コロナという災害に見舞われ、市民の命と暮らしが危機にさらされているわけですから、そのために国からのコロナ交付金は速やかに活用する。さらに市の貯金を吐き出してでも、市民の命を守る対策を講じるよう求めます。

今回の補正予算では、東京都の決算見込みに基づいて1億2,000万円あまりの増収、地方特例交付金が4,800万円ほどの増収、さらに地方交付税が6億3,000万円ほどの増収となり、コロナ交付金を除いても、これだけで8億円ほどの増収となりました。そのうち4億5,000万円は臨時財政対策債の発行額の削減に使い、残りは財政調整基金に積み戻したという内容です。その結果、市の積立金等残高は83億6,300万円にまで増えています。大いに活用すべきです。コロナ対策については、国がやるべきとか、東京都がやるべき、保健所がやるべきということはあるでしょう。しかし、市民にとっては、国であろうが、東京都であろうが、東大和市であ

ろうが関係ありません。行政として、目の前の市民の命と健康、暮らしを守るという、当然の立場で責任を果たすよう求めます。

最後に、債務負担行為補正に、桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理委託が計上されました。図書館協議会の答申に反し、委託を強行することに反対し、討論とします。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

[1 6 番 荒幡伸一君 登壇]

○16番(荒幡伸一君) 公明党の荒幡伸一です。私は公明党を代表し、第24号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算(第10号)に対し、賛成の立場で討論をいたします。

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は減少傾向にあるものの、専門家は危険な感染状況が続いていると指摘しています。また、沖縄県では、早くもリバウンドが懸念されており、まだまだ予断を許す状況ではなく、さらなる感染防止対策が重要となります。

第10号補正予算では、質疑でも確認をさせていただきましたように、私ども公明党会派として、緊急要望等で求めてまいりました感染防止対策が、市民会館など各施設に設置している机や椅子などを抗菌仕様のものに入れ替える事業をはじめ、市民の皆様の安全・安心のために行われる事業として、数多く反映されていることを高く評価いたします。

また、令和4年4月に予定している消費活性化事業については、これまでも消費の冷え込む月や、近隣市における同様のキャンペーンと重ならない月を選んで実施していることなどにより、経済的な効果が大きく、それに伴いお店としての宣伝効果も上がっています。市内の小規模事業者からは、喜びの声が多く寄せられているとともに、消費者からも同様の声が寄せられています。担当部署の先駆的な取組に感謝を申し上げます。

一方で、他市の方からは、「キャンペーン、次、いつやるの」と聞かれる反面、デジタル端末に不慣れな方などは使いづらいとおっしゃっています。不慣れな方たちへの相談会をより丁寧に進めていただき、老若男女、多くの人が利用できるようになることを期待いたします。

公明党の創業者である池田SGI会長は、本年1月26日に発表されたSGI提言の中で、世界全体がコロナ禍という暗雲に包まれる渦中であって、今こそ求められるのは何のため、誰のためとの目的観を明確にして足元から行動を起こす。正視眼的な生き方であろうと記されています。当市におきましても、尾崎市長のリーダーシップの下で、何のため、誰のためとの目的観を明確に御対応いただいていることに感謝し、公明党を代表しての賛成討論といたします。

[1 6 番 荒幡伸一君 降壇]

○議長(関田正民君) 討論を終了して御異議ございませんか。

○6番(尾崎利一君) 議長、休憩を求めます。暫時休憩を求めます。

○議長(関田正民君) ここで暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時39分 開議

○議長(関田正民君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第24号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第10号）、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第9 第25号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（関田正民君） 日程第9 第25号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第25号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に係る財源の組替え、保険基盤安定制度繰入金増額、療養給付費等の保険給付費増額、過年度交付金の東京都への返還等に伴います基金費の減額など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,498万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,545万3,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第3款の国庫支出金は600万円の増額で、国民健康保険税の減免に対する国民健康保険災害臨時特例補助金の増額であります。

第4款の都支出金は8,500万円の増額で、一般被保険者療養給付費、高額療養費及び結核・精神医療給付金の増額に対する保険給付費等交付金（普通交付金）の増額及び国民健康保険税の減免に対する保険給付費等交付金（特別交付金）の増額であります。

第6款の繰入金は2,340万9,000円の増額で、一般会計からの保険基盤安定制度繰入金増額及び国民健康保険事業運営基金繰入金減額であります。

第8款の諸収入は57万8,000円の増額で、特定健康診査等負担金の過年度精算分の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の保険給付費は8,100万円の増額で、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び結核・精神医療給付金の増額であります。

第6款の諸支出金は3,398万7,000円の増額であります。

第1項、償還金及び還付加算金は8,075万9,000円の増額であります。国民健康保険災害臨時特例補助金の返還金及び保険給付費等交付金の返還金の増額であります。

第2項基金費は4,677万2,000円の減額であります。前項の返還金の増額に対し、国民健康保険事業運営基金積立金（原資分）を減額することにより支払うもの等であります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

○6番（尾崎利一君） 9ページの国民健康保険事業運営基金繰入金の減額補正の1,000万円ですかね——の理由を伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 補正予算書、9ページ、基金繰入金の国民健康保険事業運営基金繰入金の減額の理由についてであります。こちらは令和3年度におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入が減少等をした世帯に対する国民健康保険税の減免に対して、年度当初につきましては基金を財源にして実施したいというふうな、そういう方針でございました。国のほうから、国基準によります、コロナ減免の財源が確保できた関係で、その分、この基金繰入金の予算を減額できたというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第25号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と

決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第10 第26号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（関田正民君） 日程第10 第26号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、
本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第26号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補
正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、保険給付費における予算の組替えにより、歳
出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳出予算の補正で、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予
算の金額は、第1表歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳出予算補正であります。

1の歳出であります。

第2款の保険給付費は、各サービスの実績等による予算の組替えで、介護サービス等諸費を2,843万3,000円
減額し、介護予防サービス等諸費を2,843万3,000円増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第26号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第11 第27号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第11 第27号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第27号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

被保険者の増加等に伴う後期高齢者医療保険料の増額、令和3年度の東京都後期高齢者医療広域連合の負担金の確定に伴う広域連合納付金の増額など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,009万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,432万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第1款の後期高齢者医療保険料は2,370万1,000円の増額で、被保険者の増加及び保険料徴収率の向上等に伴う特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増額であります。

第2款の繰入金は969万5,000円の増額で、広域連合納付金等に係る一般会計からの繰入金として、療養給付費繰入金等を増額し、保険基盤安定繰入金、保険料軽減措置繰入金等を減額するものであります。

第4款の諸収入は670万1,000円の増額で、保健事業の取組を支援することを目的とする補助金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は3万5,000円の増額で、保険料のコンビニエンスストア収納代行業務委託料の増額により、徴収費を増額するものであります。

第2款の広域連合納付金は3,933万2,000円の増額で、保険料等負担金及び療養給付費負担金の増額と、保険基盤安定負担金及び保険料軽減措置負担金の減額を内容とする、東京都後期高齢者医療広域連合への納付金の

増額であります。

第3款の保健事業費は23万円の増額で、人間ドック等受診料助成費の増額であります。

第5款の諸支出金は50万円の増額で、保険料還付金の増額であります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第27号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第12 第28号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第12 第28号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第28号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、下水道使用料徴収事務委託料の減額と、このことに伴う他会計補助金の減額など、収入支出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるもの

であります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は総則で、令和3年度東大和市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、令和3年度東大和市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。第1款下水道事業収益は9,351万2,000円の減額であります。

第2項営業外収益は9,351万2,000円の減額で、他会計補助金の減額であります。

支出であります。第1款下水道事業費用は1,198万円の減額であります。

第1項営業費用は1,198万円の減額で、下水道使用料徴収事務委託料の減額に伴う業務費の減額及び下水道事業受益者負担金一括納付報奨金の増額に伴う総係費の増額であります。

第3条は、資本的収入の補正で、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。第1款資本的収入の総額に増減はありません。

第1項企業債は120万円の増額で、資本費平準化債の増額であります。

第4項他会計補助金は149万2,000円の減額で、他会計補助金の減額であります。

第7項受益者負担金は29万2,000円の増額で、対象面積の増に伴う受益者負担金の増額であります。

第4条は企業債の補正で、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものであります。

2ページの表を御覧ください。

資本費平準化の借入れの限度額を1億1,170万円から1億1,290万円に増額するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

第5条は他会計からの補助金の補正で、予算第10条中、3億3,342万6,000円を3億3,193万4,000円に改めるものであります。

以上であります。予算に関する説明書及び予算に関する説明資料の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長(関田正民君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番(尾崎利一君) 13ページの他会計補助金9,351万2,000円のマイナスということですが、この理由を伺います。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 予算書、13ページ、他会計補助金の減額というところでございますけれども、こちらのほう基準外繰入れのうちの分流式下水道に要する経費の部分ですけれども、経費のほうが減額となりまして、算定のところで、収益的支出のほうの税抜き営業費用のほう、こちらのほうが減額の算定となったことによる減額でございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第28号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第13 陳情の付託を行います。

2月16日、正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び議会運営委員会に審査を付託いたします。

○議長（関田正民君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで会議の休会についてお諮りいたします。

2月25日につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時 散会